

【バリアフリーリフォーム】

標準的な工事費用相当額			
改修工事の内容		新単価	単位
① 介助用の車いすですぐ容易に移動するために通路又は出入口の幅を拡張する工事	通路の幅を拡張するもの	166,100 円	施工面積 (㎡)
	出入口の幅を拡張するもの	189,200 円	箇所数
② 階段の設置 (既存の階段の撤去を伴うものに限る) 又は改良によりその勾配を緩和する工事		585,000 円	箇所数
③ 浴室を改良する工事	入浴又はその介助を容易に行うために浴室の床面積を増加させる工事	471,700 円	施工面積 (㎡)
	浴槽をまたぎの高さの低いものに取り替える工事	529,100 円	箇所数
	固定式の移乗台、踏み台その他の高齢者等の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事	27,700 円	箇所数
	高齢者等の身体の洗浄を容易にする水栓器具を設置し又は同器具に取り替える工事	56,900 円	箇所数
④ 便所を改良する工事	排泄又はその介助を容易に行うために便所の床面積を増加させる工事	260,600 円	施工面積 (㎡)
	便器を座便式のものに取り替える工事	359,700 円	箇所数
	座便式の便器の座高を高くする工事	298,900 円	箇所数
⑤ 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらをつなぐ経路に手すりを取り付ける工事	長さが 150cm 以上の手すりを取り付けるもの	19,600 円	手すりの長さ(m)
	長さが 150cm 未満の手すりを取り付けるもの	32,800 円	箇所数
⑥ 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらをつなぐ経路の床の段差を解消する工事(勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含む)	玄関、勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまちの段差を解消するもの並びに段差を小さくするもの (以下「玄関等段差解消等工事」という)	43,900 円	箇所数
	浴室の出入口の段差を解消するもの及び段差を小さくするもの (以下「浴室段差解消等工事」という)	96,000 円	施工面積 (㎡)
	玄関等段差解消等工事及び浴室段差解消等工事以外のもの	35,100 円	施工面積 (㎡)
⑦ 出入口の戸を改良する工事	開戸を引戸、折戸等に取り替える工事	149,700 円	箇所数
	開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事	13,800 円	箇所数
	戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事 (戸に開閉のための動力装置を設置するもの (以下「動力設置工事」という))	447,500 円	箇所数
	戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事 (戸を吊戸方式に変更するもの (以下「吊戸工事」という))	134,600 円	箇所数
	戸に戸車を設置する工事その他の動力設置工事及び吊戸工事以外のもの	26,400 円	箇所数
⑧ 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらをつなぐ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事		19,800 円	施工面積 (㎡)

【省エネルギー】

標準的な工事費用相当額					
改修工事の内容		新単価	単位	割合	
全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事（ガラス交換については、全ての居室の全ての窓の日射遮蔽性を高める工事を含む）	ガラスの交換 (1 から 8 地域※1 まで)	6,300 円	(m)	工事が混合している場合「居室の窓のうち左の工事を行った窓の数」を「全ての居室の全ての窓の数」で除した割合	
	内窓の新設又は交換 (1、2 及び 3 地域)	11,300 円			
	内窓の新設 (4、5、6 及び 7 地域)	8,100 円			
	サッシ及びガラスの交換 (1、2、3 及び 4 地域)	19,000 円			
	サッシ及びガラスの交換 (5、6 及び 7 地域)	15,000 円			
居室の窓の断熱性を高める工事（ガラス交換については、居室の窓の日射遮蔽性を高める工事を含む）	ガラスの交換 (1 から 8 地域まで)	6,300 円		「居室の窓のうち左の工事を行った窓の面積」を「全ての居室の全ての窓の面積」で除した割合	
	内窓の新設又は交換 (1、2 及び 3 地域)	11,300 円			
	内窓の新設 (4、5、6 及び 7 地域)	8,100 円			
	サッシ及びガラスの交換 (1、2、3 及び 4 地域)	19,000 円			
	サッシ及びガラスの交換 (5、6 及び 7 地域)	15,000 円			
天井等の断熱性を高める工事（1 から 8 地域まで）		2,700 円		集熱器面積 (m ²)	1
壁の断熱性を高める工事（1 から 8 地域まで）		19,400 円			
床等の断熱性を高める工事（1、2 及び 3 地域）		5,800 円			
床等の断熱性を高める工事（4、5、6 及び 7 地域）		4,600 円			
太陽熱利用冷温熱装置（冷暖房等及び給湯の用に供するもののうち、日本工業規格 A4112 に適合するもの）の設置工事		151,600 円			
太陽熱利用冷温熱装置（給湯の用に供するもののうち、日本工業規格 A4111 に適合するもの）の設置工事		365,400 円	件 (台)	1	
潜熱回収型給湯器の設置工事		75,200 円			
ヒートポンプ式電気給湯器の設置工事		412,200 円			
燃料電池コージェネレーションシステムの設置工事		1,057,200 円			
ガスエンジン給湯器の設置工事		458,300 円			
エアコンディショナーの設置工事		88,600 円			
太陽光発電設備の設置工事	太陽光発電設備の設置工事		425,500 円	太陽電池モジュールの出力数 (kW)	
	特殊工事※2	安全対策工事	37,600 円		
		陸屋根防水基礎工事	44,000 円		
		積雪対策工事	27,800 円		
		塩害対策工事	9,000 円		
		幹線増強工事	106,800 円	件	

【同居対応リフォーム】

標準的な工事費用相当額			
改修工事内容		新単価	単位
①調理室を増設する工事 (改修後の住宅にミニキッチン以外の調理室がある場合に限る)	イ ミニキッチンを設置する工事以外の工事の場合	1,622,000 円	箇所数
	ロ ミニキッチンを設置する工事の場合	476,100 円	箇所数
②浴室を増設する工事 (改修後の住宅に浴槽を有する浴室がある場合に限る)	イ 給湯設備の設置・取替を伴う浴槽の設置工事の場合	1,373,800 円	箇所数
	ロ 給湯設備の設置・取替を伴わない浴槽の設置工事の場合	855,400 円	箇所数
	ハ 浴槽がないシャワー専用の工事の場合	584,100 円	箇所数
③便所を増設する工事		526,200 円	箇所数
④玄関を増設する工事	イ 地上階の場合	658,700 円	箇所数
	ロ 地上階以外の場合	1,254,100 円	箇所数

※①ロは、標準的な工事費用相当額の基準である 50 万円に満たないため、箇所単体では所得税控除から除外されます。